

2017年5月13日改訂

狭山リトルシニア野球協会会則 第14条別紙

狭山リトルシニア父母会

## 狭山リトルシニア父母会会則

### 1. 活動方針・目的

狭山リトルシニア野球協会活動理念である「青少年の健全育成」目的達成のため、野球を通じての人間育成・社会性の醸成を育み、活動環境の整備・向上ため、保護者が一致団結し、協力および支援をすることで、狭山リトルシニア野球協会の発展に寄与することを目的とする。

### 2. 父母会役員および審判部

会長／1名 副会長／数名 会計／数名

審判部長1名 副部長／数名

※役員任期は9月～翌年8月までとする。

※審判部は審判講習会受講者の中から選出するものとする。

### 3. 総会

総会では、事業運営状況、会計報告、次年度の役員選出、その他必要事項を協議し決定する。

総会は、毎年9月に父母会長が招集し、開催する。その議決は出席者の過半数とし、会員1名に対し議決権1個とする。(委任も含む)

### 4. 父母会費

1,000円/月(前月の最終土曜日に集金)とする。

父母会費は3年生の8月まで納入することとする。

### 5. その他

(1) 遠征費用(合宿含む)は、発生の都度、実費を会員から集金する。

(2) 日常の父母会運営に関する疑義が生じた場合は、都度父母会長が中心となって父母会内で協議し、解決するものとする。

以上